

■「生産調整に関する研究会」が皆さんの意見を募集!

生産調整の今後のあり方を検討している「生産調整に関する研究会」の第3回生産調整部会で、高木部会長から今後の検討のタタキ台となる「米政策の総合的検証と対応方向(メモ)」が提示され議論が行われました。同委員会では、今後の方向性を収束していくために、検討の一助となる生産者の皆さんの率直かつ建設的なご意見を募集しています。下記宛先までぜひお寄せください。

- 送り先
 - ・郵送
東京都千代田区霞が関1-2-1 食糧庁計画課「意見募集」係 〒100-8951
 - ・電子メール
keikaku_syokuryo@syokuryo.maff.go.jp
 - ・ファクシミリ
03-3502-2467
- 締切 平成14年6月3日(月)【必着】

今後のスケジュール

- ◇6月1日 農業法人合同会社説明会(大阪・梅田スカイビル)
- ◇6月7日 イベント実行委員会(東京・本協会)
- ◇6月13日 第10回役員会・第7回総会交流交歓会(東京・ダイヤモンドホテル)
- ◇6月14日 夏期セミナー分科会(東京・ダイヤモンドホテル) 農業インターンシップ研修会
- ◇6月15日 農業法人合同会社説明会(東京・ワールドインポートマート)

「AgriBusiness 経営塾」100号
2002年5月23日発行

発行：社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001
Tel：03-5156-0365
Fax：03-5156-0366
E-mail：hojin@nca.or.jp
HP：http://www.nca.or.jp/hojin/

AgriBusiness

経営塾

100号達成記念
リニューアル号

No.100

ness

労務講座 ⑮

労働者災害補償保険法
について(4)

<傷病に関する保険給付>
①療養(補償)給付

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷一恵

これまで、労働者災害補償保険についてのあらましをみてきましたが、次に、各保険給付の具体的な内容についてご紹介していきます。

■傷病に関する保険給付

労働者災害補償保険は、傷病(負傷又は疾病)、障害、要介護状態、死亡に対して給付されますが、このうち、傷病に対しては、医療等の給付である療養補償給付(業務災害)・療養給付(通勤災害)、休業に対する生活補償である休業補償給付(業務災害)・休業給付(通勤災害)が支給されます。

疾病・負傷に関する保険給付			
休業に対する生活補償		医療等の給付	
休業給付(通勤災害)	休業補償給付(業務災害)	療養給付(通勤災害)	療養補償給付(業務災害)

※通勤災害の場合は事業主に補償責任がないため「補償」という表現は使いません。
※長期療養者については、従来は休業補償給付(休業給付)に代えて長期傷病補償給付(長期傷病給付)を支給していましたが、昭和52年の法改正で傷病補償年金(傷病年金)に改定され現在に至っています。
今回は、このうちの療養(補償)給付について説明いたします。

①療養(補償)給付

●給付の種類

療養(補償)給付は、原則として現物給付(治療行為そのもの)で、これを「療養の給付」といいます。また、例外的に現金給付が認められていますが、これは「療養の費用の支給」といいます。「療養の費用の支給」が行われるのは、次の2つの場合です。

(1)療養の給付が困難な場合

その地域に労災指定病院等がない場合や、特殊な医療技術又は診療施設を必要とする傷病の場合に最寄の労災指定病院等にこれらの技術又は施設設備がない場合等、政府側の事情において療養の給付を行うことが困難な場合、「療養の給付」にかえて、「療養の費用の支給」が行われます。

(2)療養の給付を受けられないことについて労働者に相当の理由がある場合

労働者側に療養の費用によることを便宜とする事情がある場合、すなわち、傷病が労災指定病院等以外の病院、診療所等で緊急な療養を必要とする場合や最寄の病院、診療所等が労災指定病院等でないなどの事情がある場合、「療養の費用の支給」が行われます。

「療養の給付」(現物給付)と「療養の費用の支給」(現金給付)のいずれかを受けるかは、労働者の選択又は希望に委ねられているのではなく、上記(1)(2)の基準が設けられています。

●請求手続

(1)療養の給付の請求

「療養補償給付(療養給付)たる療養の給付請求書」に「負傷又は発病の年月日」及び「災害の原因及び発生状況」について事業主の証明を受けたうえで、労災指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長に提出します。

(2)療養の費用の請求

療養にかかった費用をいったん医療機関に支払い、「療養補償給付(療養給付)たる療養の費用請求書」に「負傷又は発病の年月日」及び「災害の原因及び発生状況」について事業主の証明を受け、「傷病名及び療養の内容」及び「療養に要した費用の額」について診療担当者の証明を受けたうえで、その請求書を直接所轄労働基準監督署長に提出します。

●一部負担金

療養補償給付を受ける場合(業務災害の場合)は、一部負担金は徴収されませんが、療養給付を受ける場合(通勤災害の場合)は、原則として一部負担金が徴収されます。なお、一部負担金の徴収は、療養給付を受ける労働者に支給される休業給付から控除することになっています。

●給付期間

給付期間は療養の必要が生じたときから、傷病が治癒または被災労働者が死亡するまで療養を必要としなくなるまでの期間になります。なお、ここでいう「治癒」とは治療の必要がなくなった状態を指します。通常の健康状態に復帰することではありません。したがって、症状が残っている場合でも、症状が固定し、治療の効果期待できない状態になった場合には「治癒」したことになり、以後は障害補償給付(障害給付)など対象になります。ただし、いったん療養を必要としなくなっても、その後再びその傷病について療養を必要とするに至った場合(再発)は給付を受けることができます。